

障がいのある方への合理的配慮について

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部

学生相談・特別支援室

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部では、学業・心身の健康・進路・対人関係などの悩みに直面した時に、いつでも相談に応じられるよう「学生相談・特別支援室」を設置しています。

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日より合理的配慮の提供が義務化されます。

学生相談・特別支援室では、障害（※）があり、修学に関する合理的配慮（障害による困りごとへの配慮）を希望する人に対して、本人が望む学生生活が送れるように障害の特性に応じた支援の調整を行っています。

大学生としての学びに向けては、皆さんが想像している以上に様々なことを想定しておく必要があります。入学が決まりましたら、早い段階で支援の方向性が決まることで、安心して学生生活に臨めることと思います。

本学各学科における講義や学生生活の状況をお話しながらそのお手伝いをさせていただきますので、ご相談ください。

入学後のご相談も随時受け付けておりますが、その際には対応まで時間がかかる場合がありますので、ご了承願います。

※「障害」には身体障害、発達障害、その他の精神障害などが含まれます。

《 お問い合わせ 》

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 教務学生課

TEL : 0178-25-2711